

平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 中山 製 鋼 所
代表者名 代表取締役社長 森 田 俊 一
(コード番号 5408、東証 第 1 部)
問合せ先 総務本部総務人事部長 三 好 裕
(TEL 06-6555-3029)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 121 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、業務執行を行わない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 30 条の新設および現行定款第 37 条の一部を変更するものであります。あわせて、定款第 30 条の新設に伴い、以下の条数を繰り下げるものであります。なお、変更案定款第 30 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条～第 29 条 (記載省略) (新 設)	第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条～第 29 条 (現行どおり) <u>(取締役の責任限定契約)</u> 第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現行定款	変 更 案
<p data-bbox="301 244 699 277">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="225 329 638 362">第 30 条～第 36 条 （記載省略）</p> <p data-bbox="242 416 603 450">（社外監査役の責任限定契約）</p> <p data-bbox="225 459 778 745">第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="225 799 638 833">第 38 条～第 41 条 （記載省略）</p>	<p data-bbox="884 244 1281 277">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="802 329 1244 362">第 31 条～第 37 条 （現行どおり）</p> <p data-bbox="820 416 1123 450">（監査役の責任限定契約）</p> <p data-bbox="802 459 1362 703">第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p data-bbox="802 799 1244 833">第 39 条～第 42 条 （現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 27 年 6 月 26 日（金）

定款変更の効力発生予定日

平成 27 年 6 月 26 日（金）

以 上